電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター技術相談室細則

平成28年 6月22日 改正 平成28年 7月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター規程第9条 第2項の規定に基づき、電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター技術相 談室(以下「技術相談室」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 技術相談室は、東南アジア諸国に進出している企業(以下「企業」という。)に 対して、産業技術に関する支援を行うことを目的とする。

(組織)

- 第3条 技術相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) その他電気通信大学UEC ASEAN教育研究支援センター長(以下「センター長」という。) が必要と認めた者

(室長)

- 第4条 室長は、電気通信大学(以下「本学」という。)職員のうちから、センター長の 推薦に基づき、学長が命ずる。
- 2 室長は、技術相談室の活動を統括する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期 は、前任者の残任期間とする。

(窓口担当者)

第5条 技術相談室に産業技術に関する企業からの相談(以下「相談」という。)を受ける窓口担当者を置く。

(相談担当者)

- 第6条 技術相談室に企業からの相談毎に当該相談を担当する相談担当者を置く。
- 2 窓口担当者は、企業から相談の申し込みがあった場合は、当該相談の内容に応じて本 学又は本学と連携している大学等(以下「連携大学等」という。)の職員のうちから候 補者を室長に推薦し、室長は、当該候補者に当該企業からの相談担当者となることの承 諾を得たうえで、相談担当者とするものとする。

(相談協力者)

第7条 相談担当者が、相談を実施する上で、相談担当者以外の者の参加又は協力を得る ことが必要となった場合は、企業の同意を得て、相談担当者以外の者を相談協力者とし て相談に参加させ、又は協力させることができる。

(UARC技術ネットワーク)

第8条 技術相談室の設置に賛同する企業の場として、UARC技術ネットワークを設け

る。

2 技術相談室は、UARC技術ネットワークに加入した企業(以下「加入企業」という。) から相談を受けるものとする。

(相談の受入れの基準)

第9条 相談は、原則として本学又は連携大学等の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連すると認められる場合であって、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(相談の受入れの条件)

- 第10条 相談を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 相談の結果生じた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利、依頼者からの利用の申し出があった著作物の著作権をいう。) については、当該相談を担当する相談担当者及び相談協力者の寄与分を本学又は連携大学等に帰属させること。
 - (2) 相談に係る安全保障輸出管理については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及びその他関係法令を遵守するほか、「国立大学法人電気通信大学安全保障輸出管理規程」又はこれに相当する連携大学等の規則等に基づき、本学又は連携大学等の確認を受けること。
 - (3) 原則として相談は、本学又は連携大学等内で行うこと。

(相談の費用)

第11条 相談の費用は、無償とする。

(相談の実施)

第12条 相談を希望する加入企業は、相談内容を記載した所定の申込書を室長へ提出する ものとする。

(相談の中止等)

- 第13条 室長は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相談を中止することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、室長は、相談の内容が「電気通信大学と民間等との共同研究規程」、「電気通信大学受託研究取扱規程」又はこれに相当する連携大学等の規則等の適用を受けるべきものと認めるときは、加入企業と協議の上、当該相談を中止することができる。
- 3 室長は、加入企業から相談について中止の申し出があった場合は、加入企業と協議の 上、これを決定するものとする。
- 4 室長は、前三項により中止を決定した場合は、その旨を加入企業及び相談担当者に通知するものとする。

(知的財産権の取扱い)

- 第14条 相談の結果生じた知的財産権の取扱いについては、「国立大学法人電気通信大学 職員の職務発明等に関する規程」等又はこれに相当する連携大学等の規則等を適用する。 (秘密保持)
- 第15条 室長、窓口担当者、相談担当者及び相談協力者は、相談の実施に当たって加入企業より技術上若しくは営業上の情報の提供を受け、又はこれを知り得た場合は、その一

切の情報に係る秘密保持に十分に配慮しなければならない。

第16条 相談担当者は、相談を終了したときは、その旨を室長に報告するものとする。 (雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、相談の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に任命される室長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附則

この細則は、平成28年7月27日から施行する。